

# 豊島区広報

世帯と人口  
 9月1日現在  
 人口 345,764  
 男 175,643  
 女 170,121  
 世帯数 120,295  
 (住民登録による)

昭和39年10月15日 東京都豊島区役所発行

電話 (961) 大代表 1111

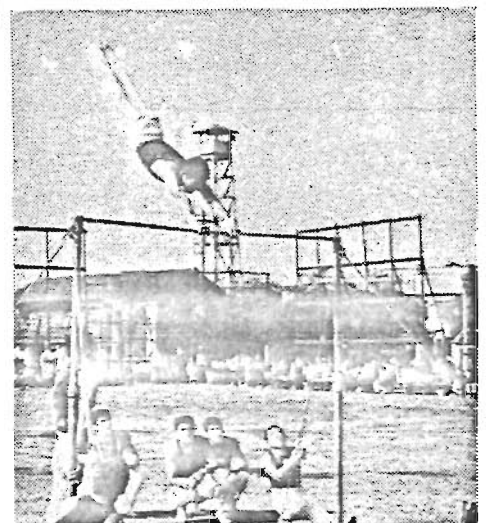


### 新住居表示板

## 第1号取りつけ

10月1日、新住居表示の表示板第一号が、椎名町3丁目  
 で取りつけられました。取りつけは区役所関係者や地元民  
 の見守る中で、区長と区議会議員の手によって行なわれ、  
 11月1日からはいよいよこの住居番号が使われることにな  
 ります。混乱している現在の町名や地番を整理して、新し  
 い住居の表示方法を考えてみてはどうか——という声がお  
 こったのは昭和34年初頭。今回の実施をみるまで、この間実  
 験都市の選定や審議会の答申、法律の施行その他いろいろ  
 な問題を含んでいたものだけに、担当職員はほっとした表  
 情。全区に実施するまでは、ますます頑張らなければ、と  
 ファイトもあらた。連日の地元調査で陽焼けた頬に表示  
 板のみどりが明るくはね返っていました。(関連記事は3頁)

## 秋の陽を受けて・・・ ——第3回スポーツの集い



写真は本郷高校生徒による機械体操の  
妙技

写真は第1号の表示板を取りつける木村区長と田村議長

10月の第一土曜日は「スポーツの  
 日」。豊島区では3日12時30分から  
 区教委、区体育協会と共催で東京オ  
 リンピック大会記念第三回スポー  
 ツの日のつどいを区営総合体育場で開  
 きました。

区内の小・中・高校生、ラジオ体  
 操連盟、町会連合会など関係団体約  
 二、〇〇〇名が参加して、小学生の  
 合同体操、女子中学生によるマスゲ  
 ーム、お母さんたちの豊島音頭や東  
 京五輪音頭など、盛りだくさんの演  
 技がつぎつぎに披露されたあと、区  
 内の聖火リレー走者による模擬リレ  
 ーの入場があって、参加者たちは盛  
 りあがる五輪ムードに頬を紅潮させ  
 ていました。

第2回 臨時区議会終る

本年第二回の豊島区臨時区議会は9月30日開かれ、会期を10日間と定め、10月9日閉会されました。

こんどの議会では、9件の重要議案が慎重に審議されいづれも原案どおり議決されたほか、教育委員会委員の任命同意の件が追加上程され、上野正雄氏、斎藤一氏が区議会の同意を得て再任されました。

なお豊島区議会会議規則案および豊島区議会委員会条例案が、議員提案として提出され、それぞれ可決されました。そのほかの可決議案は次のとおり。

- ▼ 特別区道路線の廃止について (四件)
- ▼ (仮称) 東京都豊島区立青年館 (第三出張所併設) 新築工事請負契約について
- ▼ (仮称) 東京都豊島区営プール 新築工事請負契約について
- ▼ 東京都豊島区椎名町小学校校舎改築工事および講堂兼体育館新築工事請負契約について
- ▼ 昭和39年度東京都豊島区一般会計補正予算 (第二号)
- ▼ 東京都豊島区議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

結核や精神病などの人も

福祉年金がもらえることになりました

～9月分から～

いままです障害福祉年金の支払いは、外部障害の人、すなわち手足のない人や目や耳の不自由な人たちだけに限られていたが、こんど結核や精神病の長期療養者などに対しても適用されることになり、9月分から支払われることになりました。

◆ 新しく支給の対象になる人

① 昭和39年8月1日現在で症状が固定し、それ以上良くならない重症者

② 初めて診療した日から3年以上療養を続けている重症者で、今後も引きつづいて安静療養の必要がある人

以上の障害で、その程度が国民年金法の別表一級に該当する人です。

結核の場合は6か月以内に排菌があり安静度が一度または二度。

肺機能障害や呼吸器に障害のあるセンソク・慢性気管支炎・気管支拡張症・肺ガンなどの場合は肺活量や呼出量が非常に減少している人で、自分一人で日常生活のできない人。

精神障害の場合は精神薄弱・ノイローゼ・精神病質を除いたすべての精神病、たとえばそう

うつ病・てんかん・頭部外傷後遺症・脳膜炎後遺症・脳炎後遺症・進行性痴呆・老年性精神病などの患者で、自分一人で日常生活のできない人。

なご初めて診療したときに、すでに厚生年金や共済組合などに入っていた人またはこれらの給付を受けていた人に対しては、支給されません。

支給が停止される場合

① 本人の年間所得が二〇万円 (総収入は二六万円) をこえるとき

② 配偶者に所得税がかかる程度の所得があるとき

③ 扶養義務者に国民年金法で定める一定額以上の所得があるとき

〔例〕扶養家族5人の場合は扶養義務者の年収が六八万円程度以上

④ 年額二万四千元 (戦争公務のときは八万円 (以上の恩給や厚生年金などを受けているとき

支給してもらいたいときの手続き

① 持参するもの: ハンコ、戸籍抄本、住民票謄本 (裁定請求書、診断書、その他の用紙は窓口にあります) なお恩給や厚生年金など

他の公的年金を受けている人は、その年金の証書をお持ち下さい。また結核の場合には、X線フィルムが必要です。

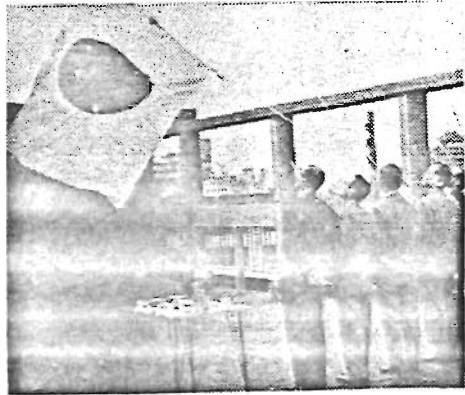
精神障害の場合には、後見人または保護義務者が手続きを行なうことになっています。

② 提出先: 区国民年金課まで

このような方法で支払われます 障害福祉年金に該当した人には年額二一、六〇〇円を、ことしの9月分から4か月ごとに支払うこととなります。第一回目は七、二〇〇円で、来年1月に郵便局を通じて支給する予定です。 くいしいことについては、区国民年金課窓口までおたずね下さい

国旗を揚げよう

祭日や国民的記念行事には必ず国旗を掲げましょう。



豊島区総合庁舎屋上で行なわれた国旗掲揚式

# 番地から家屋番号に

## 新しい住居表示 11月1日からスタート

☆ 慎重に計画された青写真、何度となく繰り返された審議、地元区民と役所関係者とのひざをつきあわせた話し合いなど……。いろいろな経過をへて、ついに新住居表示が11月1日からスタートすることになり、10月1日には第一号の表示板取りつけが、椎名町3丁目で行なわれました。(1頁の写真参照)。

飛番や欠番のない整然と順序よく並んだ地番を使うことによって、これからは郵便屋さんも集金屋さんも、そしてあなたのお家を訪ねる人たちも、皆がとも助かることでしよう。

あなた自身があなたのお家の番号はもちろんのこと、隣り近所から町内の番号によく馴れることがまず第一。初めのうちは

つい昔の番地を言ってしまうのですが、使っているうちには何の抵抗も感じなくなり、ごく自然に皆さんの口をついて出るようになるでしょう。

こんどの実施地区にはいつていない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めてゆく方針です。「あゝ家とは関係ないな」とおっしゃらずに次の注意をよく読んで下さい。

### 新しい住所のあらわし方

これからの住所のあらわし方は次のようになります。

例 町 名 区号 番号  
 豊島区南長崎四丁目3番6号

3階以上のアパートやビルディングに住んでいる人は、住居番号の次に階数と室番号をつけます。

例 町名 番号 階数 1階1号室  
 豊島区南長崎 3番6号6-101号

### 住所変更のための

いろいろな届け出は

1 官公署が職権で訂正できるもの

① 不動産登記のしてある物件の所在地と戸籍の表示(新町名に今までの地番をもって表示します)

② 各官公署に備えてある公簿

例 住民票・印鑑簿(町名のみ)・戸籍簿・外国人登録原票・選挙人名簿・学令簿・被保険者台帳

2 皆さんが自分で手続きする

もの。

① 不動産登記簿の所有者住所欄を役所で訂正することはできません。本人からの申請によって変更することになります。住居表示の変更証明書を添えて、登記所へ届け出て下さい。

住居表示変更証明書は、区役所総務課住居表示係、または第6・第7・第8の各出張所で無料発行いたします。

② 自動車を持っている人、また運転免許証を持っている人は住居表示変更証明書と住民票抄本をお持ちになって、警察署交通係に届け出て下さい。

③ この他親戚や知人、通勤、通学先にも住所が変わったことをお伝え下さい。

建物を新築したときには

これからの住居番号は区役所でつけることとなります。家や事務所を新築したときには、必ず区役所に届けて下さい。係員が調べて新しい住居番号をお知らせします

この他に……

1 郵便物に住所を書くときは、必ず略さずに○丁目○番○号と書いて下さい。今までのように例えば「椎名町三の四」などと書くと、迷子になる心配があります。

ます。

2 110番や119番など急を要する通報をするときは、必ず新しい町名・街区符号住居番号を使って下さい

町に表示板 あなたに通知警

新しい住居表示を実施するために各街区の四すみに街区表示板を、またお宅の玄関や門柱の見やすいところに住居番号表示板を取りつけます。お宅の新しい住居番号は、通知書と新旧対照案内図でお知らせします。通知書と案内図は表示板を取りつけるときに、係員が直接お届けいたします。

### バイクの標識が

つけかえになります

都内いっせいにバイクの標識がつけかえになります。対象となるバイクは排気量50cc~125ccまでのものです。名義・住所・車体などについて異動があったのに、そのまま届け出のしていない人は、すぐに区役所税務課まで届けて下さい。実施日と場所は次のとおりです。つごうの良いときに手続きをして下さい。

- 11月9日 駒込3丁目妙徳神社境内
- 10日 巣鴨6丁目旧白木屋裏三洋電機前
- 11日 豊島公会堂前中池袋公園
- 12日 豊島税務署裏南池袋公園
- 13日 高田本町2丁目鬼子母神境内
- 14日 第6出張所脇長崎2丁目児童遊園内



☆補充選挙人名簿の

登録申し出はいつでもどうぞ

10月1日から補充選挙人名簿の登録申し出がいつでもできるようになりました。今まで登録申請は選挙が行なわれるときだけに限られておりしかも申請期間が短かったので、申請さえすれば投票することのできる有権者が、申請しないために補充選挙人名簿に登録されないことが多くありました。この欠点を改め、より正しい選挙人名簿を作るために、公職選挙法の一部が改正されました。住所を移して当区に転入した場合には、転入の手續きと同時に補充選挙人名簿登録申請書を所轄の出張所に提出できるようになり、また新しく満20才になった人は10月1日以後(ことしの場合昭和19年10月2日以前に生れた人)ならいつでも申し出をすることができます。こうしておけば選挙のたびごとに作られる補充選挙人名簿に、自動的に登録されることとなります。

申し出の要件

① 豊島区の基本選挙人名簿または

補充選挙人名簿に登録されていない人。

② 日本国民であること。

③ 豊島区内に住所がある人。またあることになった人。

④ 満20才以上の人。

なおこの申し出は本人でなければできません。ハンコをお持ちのうえ出張所に申し出て下さい。

来年行なわれる参議院議員の選挙には、ひとりでも登録洩れがなくみんなそろって投票できるようご協力下さい。

☆区民文化作品展作品募集

募集作品(五種目)

絵画(50号以下) 文芸作品

(色紙・短冊) 書(半折以下)

写真(四ツ切) 手工芸

応募点数

各種目 一人二点以内

賞

入賞者(各種目6名)に賞状賞品

応募者全員に参加賞

募集期間 10月26日~29日

応募先 区社会教育課文化係

なお区民文化作品展は、10月31日から11月4日まで豊島振興会館(区役所庁舎裏)で開きます。

☆引揚者の方に

歳末資金をお貸しします。

引揚者国庫債券をお持ちの方で、

生計費にお困りの方に歳末資金として債券を担保とした資金の貸付を行います。貸付金額は次のとおり。

二万八千円券は 八千五百円

二万円券は 六千円

一万五千円券は 四千五百円

七千円券は 二千円

利率 年六分

返済方法 担保として受けた債券

の毎年の償還金を返済金とします

申込期日 11月2日~21日

申込方法 引揚者国庫債券・ハン

コ・お米の通帳をお持ちのうえ区

民生課窓口までおいで下さい。

☆わずかな掛金で大きな安心

簡易保険に加入しましょう

クローバー保険 20才から50才までの人に対して災害にあったときは保険額の三倍が支払われます。

家族保険 家族の1人がはいると

家族全員の守り神となります。

お問い合わせはお近くの郵便局へ

菅公と酒 坂本 太郎

黒アフリカ史 カナール

近代経済学 佐藤 武男

ガンは治る 中山 恒明

葛飾北斎 小島政二郎

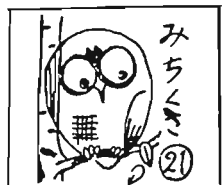
沙羅の門 水上 勉

会社・商店の法律知識 小関 健二

明日の日本経済 大来佐武郎

ある美人の一生 獅子 文六

新図書案内



10月は目の愛護の月。近視についての予防や、眼の伝染病たとえばトラホームなどの予防についての知識をひろめることを目的として、昭和6年から行なわれていきます。とくに日本は近視の人が多く、外国で眼鏡をかけている東洋人はみんな日本人と思われにくい、世界的な近視国とされています。近視の原因はいろいろ考えられますがなかでも眼の酷使が一番大きな原因であることは充分認められます。近視というとすぐ学校近視が思いだされますが、最近工業の発達につれて精密工業に従事する人が、学生以上に視力のおとろえを訴えています。目は心の窓といわれます。目は人間の大切な機能の一つです。視力が失なわれればその人にとっては大きな不幸であり、ちょっとした目の病気にいかけてもとても不快なものです。私の目は大丈夫との自信も結構ですがせめて年二、三回は検眼を受けることが大切。目はあなたの健康のパロメーター。いつも澄んだ瞳であるようにこれからの「灯火したしむ候」にも目の愛護を忘れずに。